

美祢市の廃棄物処理の統一

美祢市の廃棄物処理を統一します

美祢市の廃棄物処理施設の受付時間や家庭ごみの収集回数などの廃棄物処理は、多くの部分について合併前の旧市町の処理方法を踏襲していましたが、令和3年4月から統一します。

統一の目的

この度の統一は、下記の3点を目的とします。

1. 市民サービスの均一化

合併前の旧市町で異なっている廃棄物処理施設の受付時間や家庭ごみの収集回数などを統一し、市民サービスの均一化を図ります。

2. 市民負担の公平化

旧市町で異なっている一部の家庭ごみ（びん類・缶類・衣類・金属類）の収集方法を統一し、市民負担の公平化を図ります。

3. 廃棄物の減量・リサイクルの推進

県内各市と比較すると安い施設への持込手数料を適正なものに見直し、廃棄物の減量とリサイクルの推進を図ります。

1 市民サービスの均一化

①廃棄物処理施設の受付時間の変更

現行では、施設毎に異なっている処理施設の受付時間を変更し、統一します。

受付時間に変更となる施設

施設名	現行	変更後（令和3年4月以降）
美祢市 カルストクリーンセンター	月曜日～金曜日 9時～16時30分	月曜日～金曜日 9時～16時
	土曜日 9時～12時	現行と同じ
美祢市一般廃棄物 最終処分場・リサイクルセン ター	9時～16時 (12月30日は9時～12時)	9時～16時 (第3日曜日 及び12月30日は 9時 ～12時)
美祢市美東一般廃棄物 最終処分場	9時～16時30分 (毎月第3、5土曜日及び12月30 日は、午前9時～11時30分)	9時～16時
美祢市秋芳一般廃棄物 保管施設地	9時～16時	現行と同じ

②廃棄物処理施設の搬入日の変更

現行では、年間の搬入日数が大きく異なっている美東一般廃棄物最終処分場と秋芳一般廃棄物保管施設地の搬入日を変更し、搬入日数を概ね年間170日に統一します。

搬入日が変更となる施設

施設名	現行	変更後（令和3年4月以降）
美祢市美東一般廃棄物最終処分場	月曜日から金曜日、第3・5土曜日、第1日曜日（祝日及び12月31日から1月3日までの日を除く）	月曜日、水曜日、木曜日、第3日曜日（12月31日から翌年1月3日までの日を除く）
美祢市秋芳一般廃棄物保管施設地	水曜日、木曜日、第3日曜日（祝日及び12月29日から1月3日までの日を除く）	火曜日、水曜日、金曜日、第3日曜日（12月31日から翌年1月3日までの日を除く）

（注意）美祢市カルストクリーンセンター、美祢市一般廃棄物最終処分場・リサイクルセンターの搬入日の変更はありません。

令和3年度の美東一般廃棄物最終処分場の搬入日案については8ページを、秋芳一般廃棄物保管施設地の搬入日案については9ページを御覧ください。

③家庭ごみの収集回数の統一

現行では、合併前の旧市町で異なっている家庭ごみの収集回数を統一します。

収集回数が増える家庭ごみ

ごみの種類	美祢地域	美東地域	秋芳地域	統一後 (令和3年4月以降)	全地域
固形燃料化できるごみ	週2回	週2回	週3回	→	週2回
缶類	月1回	月1回	月2回		月1回

（注意）年始以外の祝日は収集します。

④家庭ごみの収集日などの変更

家庭ごみの収集回数の統一に合わせて、美祢地域では収集地区の区割り・収集日を、秋芳地域では収集日を変更します。（美東地域は、変更ありません。）

美祢地域の家庭ごみの収集地区の区割りと収集日の変更

現行の美祢地域の家庭ごみの収集地区の区割りと収集日は、ごみ収集が始まった時のままの複雑で分かりにくいものとなっています。この度の廃棄物処理の統一に合わせて、全面的に変更します。

美祢地域の固形燃料化できるごみ収集地区の区割りと収集日

美祢地域を3つの地区に区割りし、それぞれ週2回の収集日を設定します。

A地区（大嶺町西分・伊佐町・東厚保町・西厚保町）・・・月曜日・木曜日

B地区（大嶺町東分）・・・火曜日・金曜日

C地区（大嶺町北分・大嶺町奥分・豊田前町・於福町）・・・水曜日・土曜日

区割図については、10ページを御覧ください。

美祢地域の固形燃料化できないごみの収集地区の区割りと収集日

美祢地域を10の地区に区割りし、それぞれ月2回の収集日を設定します。

美祢地域固形燃料化できないごみ地区割表及び収集日

収集地区	びん類・プラスチック類・ その他のごみ	缶類・金属類
A-1地区 (伊佐町東部)	第3金曜日	第1金曜日
A-2地区 (伊佐町西部)	第3水曜日	第1水曜日
A-3地区 (大嶺町西分)	第2土曜日	第4土曜日
A-4地区 (東厚保町・西厚保町)	第4火曜日	第2火曜日
B-1地区 (大嶺町東分 東部)	第1木曜日	第3木曜日
B-2地区 (大嶺町東分 西部)	第1土曜日	第3土曜日
B-3地区 (大嶺町東分 来福台・ 下領住宅)	第2水曜日	第4水曜日
C-1地区 (於福町)	第1火曜日	第3火曜日
C-2地区 (大嶺町北分・大嶺町奥分)	第2木曜日	第4木曜日
C-3地区 (豊田前町)	第4金曜日	第2金曜日

区割図については、11ページを御覧ください。

固形燃料化できるごみ（衣類）の収集地区の区割りと収集日

現行の固形燃料化できるごみ（衣類）の収集日は、固形燃料化できないごみ（びん類・プラスチック類・その他のごみ）の収集日となっておりますが、ごみ収集の効率化のため、新たに2ヶ月に1回の衣類の収集日を設定します。

美祢地域衣類の収集地区の地区割表と収集日

収集地区	衣類
A-1地区 (伊佐町東部)	偶数月の第1月曜日
A-2地区 (伊佐町西部)	
A-3地区 (大嶺町西分)	奇数月の第1月曜日
A-4地区 (東厚保町・西厚保町)	
B-1地区 (大嶺町東分 東部)	偶数月の第2月曜日
B-2地区 (大嶺町東分 西部)	奇数月の第2月曜日
B-3地区 (大嶺町東分 来福台・ 下領住宅)	
C-1地区 (於福町)	偶数月の第3月曜日
C-2地区 (大嶺町北分・大嶺町奥分)	奇数月の第3月曜日
C-3地区 (豊田前町)	

区割は、固形燃料化できないごみの区割りと同じです。

美祢地域の行政区毎の地区割表

美祢地域の行政区毎の地区割については、17ページの地区割表を御覧ください。
 なお、大嶺町東分と伊佐町については、世帯数が多く、排出されるごみの量も多いことから、固形燃料化できないごみと固形燃料化できるごみ（衣類）の地区割りを細かく設定しています。

秋芳地域の家庭ごみの収集日の変更

秋芳地域の固形燃料化できるごみの収集日

秋芳地域の固形燃料化できるごみの収集日は、美祢地域の収集日が月曜日から土曜日の毎日、美東地域の収集日が火曜日と金曜日となっているため、処理を行う美祢市カルストクリーンセンターの負荷を考慮して、**月曜日と木曜日**の週2回とします。

なお、年始以外の祝日も収集します。

秋芳地域の固形燃料化出来ないごみ（缶類）の収集日

秋芳地域の固形燃料化できないごみ（缶類）の収集日は、固形燃料化できるごみの収集日及び美祢市秋芳一般廃棄物保管施設の搬入日の変更に合わせて、**第1金曜日の月1回**とします。

他の固形燃料化できないごみ（びん類・金属類、プラスチック類などの固形燃料化できないごみ）の収集日は変更ありません。

なお、年始以外の祝日も収集します。

秋芳地域ごみ集積所整備補助制度

秋芳地域では、この度の廃棄物処理の統一により、固形燃料化できるごみと固形燃料化できないごみ（缶類）の収集回数が減となることから、既存のごみ集積所が容量不足となる恐れがあります。この対応のため、ごみ集積所整備補助制度を創設する予定です。

補助制度の内容については、12ページ・13ページを御覧ください。

(制度の内容は、変更となる場合がありますので御了承ください。)

2 市民負担の公平化

家庭ごみの収集方法の統一

一部の家庭ごみの収集方法は、合併前の旧市町の方法を踏襲していましたが、収集運搬手数料の負担の公平化のため下記のとおり統一します。

家庭ごみの収集方法の統一

ごみの種類	美祢地域	美東地域	秋芳地域
びん類	指定袋	コンテナ	コンテナ
缶類			
衣類	指定袋	コンテナ	リサイクルステーション
靴類・かばん類	指定袋	指定袋	リサイクルステーション
金属類	指定袋	そのまま出す	指定袋

統一後
(令和3年4月以降)



美祢地域	美東地域	秋芳地域
無色透明の袋	コンテナ	コンテナ
		リサイクルステーション
指定袋		
指定袋		

現行の収集方法については、14ページを御覧ください。

3 廃棄物の減量・リサイクルの推進

現行の美祢市の廃棄物処理施設の持込手数料は、近隣市と比較すると安い設定となっている反面、廃棄物の処理経費は年々高騰しており、持続的な施設運営の支障となってきています。

また、持込手数料が安いことは、「市の施設に捨てれば良い」という市民意識につながり、廃棄物の減量・リサイクルの推進の妨げになっています。

更に、市の施設に廃棄物が持ち込まれた場合は、運転免許証などの書類の確認により、美祢市内から発生した廃棄物であるかどうか確認を行ってはおりますが、持込手数料が近隣市よりも安いと、市外の廃棄物を積み替えて市内に搬入するなどの不正行為の温床となります。

以上の理由から、持込手数料を適正化し、廃棄物の減量・リサイクルの推進を図ります。

①県内各市の持込手数料との比較

県内各市の持込手数料は、各市のそれぞれの算定方法の考え方が違うため、単純比較ができません。

そこで、平成30年度の美祢市カルストクリーンセンター及び美祢市リサイクルセンターの搬入実績から、廃棄物の持込み1回当たりの重量を算定重量として算出し、県内各市と比較しました。

平成30年度持込実績表

区分		搬入回数 (A) 〈回〉	重量 (B) 〈kg〉	手数料 (C) 〈円〉	1回当たり重量 (B/A) 〈kg〉	1回当たり手数料 (C/A) 〈円〉	
カルスト クリーンセンター	一般家庭	3,705	3,705	267,180	979,800	72.1	264.5
	事業所	1,624	1,624	667,150	7,567,000	410.8	4,659.50
	計	5,329	5,329	934,330	8,546,800	175.3	1,603.80
リサイクル センター	一般家庭	3,263	3,263	193,780	388,000	59.4	118.9
	事業所	249	249	48,910	59,800	196.4	240.2
	計	3,512	3,512	242,690	447,800	69.1	127.5

算定重量を、可燃系ごみ一般家庭を**72kg**、事業所を**410kg**、不燃系ごみ一般家庭を**59kg**、事業所を**196kg**と算定しました。

県内各市持込手数料比較表（単位：円）

No	市名	可燃系ごみ		不燃系ごみ	
		一般家庭	事業所	一般家庭	事業所
算定重量		72kg	410kg	59kg	196kg
1	下関市	520	7,800	520	3,120
2	宇部市	1,040	5,330	780	2,600
3	山口市	140	4,950	940	2,760
4	萩市	800	6,970	600	3,400
5	防府市	0	2,850	0	2,200
6	下松市	900	6,400	700	2,500
7	岩国市	1,200	6,150	900	3,000
8	光市	900	6,400	700	2,500
9	長門市	800	6,970	0	800
10	柳井市	1,100	8,200	100	520
11	周南市	330	4,510	50	1,040
12	山陽小野田市	440	5,500	330	2,200
13	美祢市	200	5,000	100	200
県内平均額		644	5,925	440	2,065
美祢市を除く平均額		681	6,003	468	2,220

算定重量を県内各市の持込手数料に当てはめて比較したところ、美祢市の手数料が県内平均を下回っていました。

（注意）青字の金額は、美祢市よりも安い又は同額の部分

県内各市の持込手数料については、15ページを御覧ください。

②改定後の持込手数料

新たな持込手数料は、県内平均との比較を基に様々な試算を行った結果、下表のとおりとしました。

現行では、可燃系ごみと不燃系ごみで異なっていた手数料を、新たな手数料では統一し分かりやすいものとした。

新しい持込手数料

施設名	現行	統一後（令和3年4月～）
美祢市 カルストクリーンセンター	家庭系 100kg未満200円、 100kg以上100kg毎に200円 事業系 100kg未満1,000円、 100kg以上100kg毎に1,000円	家庭系 100kgにつき400円
美祢市一般廃棄物 最終処分場・ リサイクルセンター	100kg以下100円、 100kg超100kg毎に100円	事業系 100kgにつき1,200円
美祢市美東一般廃棄物 最終処分場		
美祢市秋芳一般廃棄物 保管施設地		

持込手数料の試算については、16ページを御覧ください。

令和3年度 美東一般廃棄物最終処分場搬入日(案)

・各収集日の基本的な考え方は変更しない。

・美東一般廃棄物最終処分場の搬入日を、月・水・木・第3日曜日とする。

4月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
				○		
4	5	6	7	8	9	10
	○		○	○		
11	12	13	14	15	16	17
	○		○	○		
18	19	20	21	22	23	24
○	○		○	○		
25	26	27	28	29	30	
	○		○	○		

5月

日	月	火	水	木	金	土
						1
						○
2	3	4	5	6	7	8
	○		○	○		
9	10	11	12	13	14	15
	○		○	○		
16	17	18	19	20	21	22
○	○		○	○		
23	24	25	26	27	28	29
	○		○	○		
30	31					
	○					

6月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
			○	○		
6	7	8	9	10	11	12
	○		○	○		
13	14	15	16	17	18	19
	○		○	○		
20	21	22	23	24	25	26
○	○		○	○		
27	28	29	30			
	○		○			

7月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
				○		
4	5	6	7	8	9	10
	○		○	○		
11	12	13	14	15	16	17
	○		○	○		
18	19	20	21	22	23	24
○	○		○	○		
25	26	27	28	29	30	31
	○		○			

8月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
	○		○	○		
8	9	10	11	12	13	14
	○		○	○		
15	16	17	18	19	20	21
○	○		○	○		
22	23	24	25	26	27	28
	○		○	○		
29	30	31				
	○					

9月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
			○	○		
5	6	7	8	9	10	11
	○		○	○		
12	13	14	15	16	17	18
	○		○	○		
19	20	21	22	23	24	25
○	○		○	○		
26	27	28	29	30		
	○		○	○		

10月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
	○		○	○		
10	11	12	13	14	15	16
	○		○	○		
17	18	19	20	21	22	23
○	○		○	○		
24	25	26	27	28	29	30
	○		○	○		
31						

11月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
	○		○	○		
7	8	9	10	11	12	13
	○		○	○		
14	15	16	17	18	19	20
	○		○	○		
21	22	23	24	25	26	27
○	○		○	○		
28	29	30				
	○					

12月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
			○	○		
5	6	7	8	9	10	11
	○		○	○		
12	13	14	15	16	17	18
	○		○	○		
19	20	21	22	23	24	25
○	○		○	○		
26	27	28	29	30	31	
	○		○	○		

1月

日	月	火	水	木	金	土
						1
						○
2	3	4	5	6	7	8
			○	○		
9	10	11	12	13	14	15
	○		○	○		
16	17	18	19	20	21	22
○	○		○	○		
23	24	25	26	27	28	29
	○		○	○		
30	31					
	○					

2月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
			○	○		
6	7	8	9	10	11	12
	○		○	○		
13	14	15	16	17	18	19
	○		○	○		
20	21	22	23	24	25	26
○	○		○	○		
27	28					
	○					

3月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
			○	○		
6	7	8	9	10	11	12
	○		○	○		
13	14	15	16	17	18	19
	○		○	○		
20	21	22	23	24	25	26
○	○		○	○		
27	28	29	30	31		
	○		○	○		

- 美東処分場搬入日 169日
- 茶色びん
- 雑誌・紙類(偶数月)
- 新聞・広告(偶数月)
- 段ボール(奇数月)
- 3 祝日
- 空き缶
- その他びん(偶数月)
- 硬質プラ
- 衣類・毛布類(偶数月)
(8月を除く)
- 金属類(奇数月)
- 無色透明びん
- 固形燃料化できない
ごみ
- ペットボトル
- ふとん・革類(偶数月)

令和3年度 秋芳一般廃棄物保管施設地搬入日(案)

変更点

収集日の変更に伴い、不燃物保管施設地の開所日を火・水・金・第3日曜へ

4月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
					○	
4	5	6	7	8	9	10
		○	○		○	
11	12	13	14	15	16	17
		○			○	
18	19	20	21	22	23	24
○		○			○	
25	26	27	28	29	30	
		○	○		○	

5月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
		○	○		○	
9	10	11	12	13	14	15
		○	○		○	
16	17	18	19	20	21	22
○		○			○	
23	24	25	26	27	28	29
		○	○		○	
30	31					

6月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
		○	○		○	
6	7	8	9	10	11	12
		○			○	
13	14	15	16	17	18	19
		○			○	
20	21	22	23	24	25	26
○		○			○	
27	28	29	30			
		○	○			

7月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
					○	
4	5	6	7	8	9	10
		○	○		○	
11	12	13	14	15	16	17
		○			○	
18	19	20	21	22	23	24
○		○			○	
25	26	27	28	29	30	31
		○	○		○	

8月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
		○	○		○	
8	9	10	11	12	13	14
		○			○	
15	16	17	18	19	20	21
○		○			○	
22	23	24	25	26	27	28
		○			○	
29	30	31				
		○				

9月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
		○	○		○	
5	6	7	8	9	10	11
		○	○		○	
12	13	14	15	16	17	18
		○			○	
19	20	21	22	23	24	25
○		○			○	
26	27	28	29	30		
		○	○			

10月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	
					○	
3	4	5	6	7	8	9
		○	○		○	
10	11	12	13	14	15	16
		○			○	
17	18	19	20	21	22	23
○		○			○	
24	25	26	27	28	29	30
		○	○		○	
31						

11月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
		○	○		○	
7	8	9	10	11	12	13
		○			○	
14	15	16	17	18	19	20
		○			○	
21	22	23	24	25	26	27
○		○			○	
28	29	30				
		○				

12月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
					○	
5	6	7	8	9	10	11
		○			○	
12	13	14	15	16	17	18
		○			○	
19	20	21	22	23	24	25
○		○			○	
26	27	28	29	30	31	
		○	○			

1月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
		○	○		○	
9	10	11	12	13	14	15
		○			○	
16	17	18	19	20	21	22
○		○			○	
23	24	25	26	27	28	29
		○	○		○	
30	31					

2月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
		○	○		○	
6	7	8	9	10	11	12
		○			○	
13	14	15	16	17	18	19
		○			○	
20	21	22	23	24	25	26
○		○			○	
27	28					

3月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
		○	○		○	
6	7	8	9	10	11	12
		○			○	
13	14	15	16	17	18	19
		○			○	
20	21	22	23	24	25	26
○		○			○	
27	28	29	30	31		
		○	○			

○ 保管施設地搬入日 168日

茶色びん

3 祝日

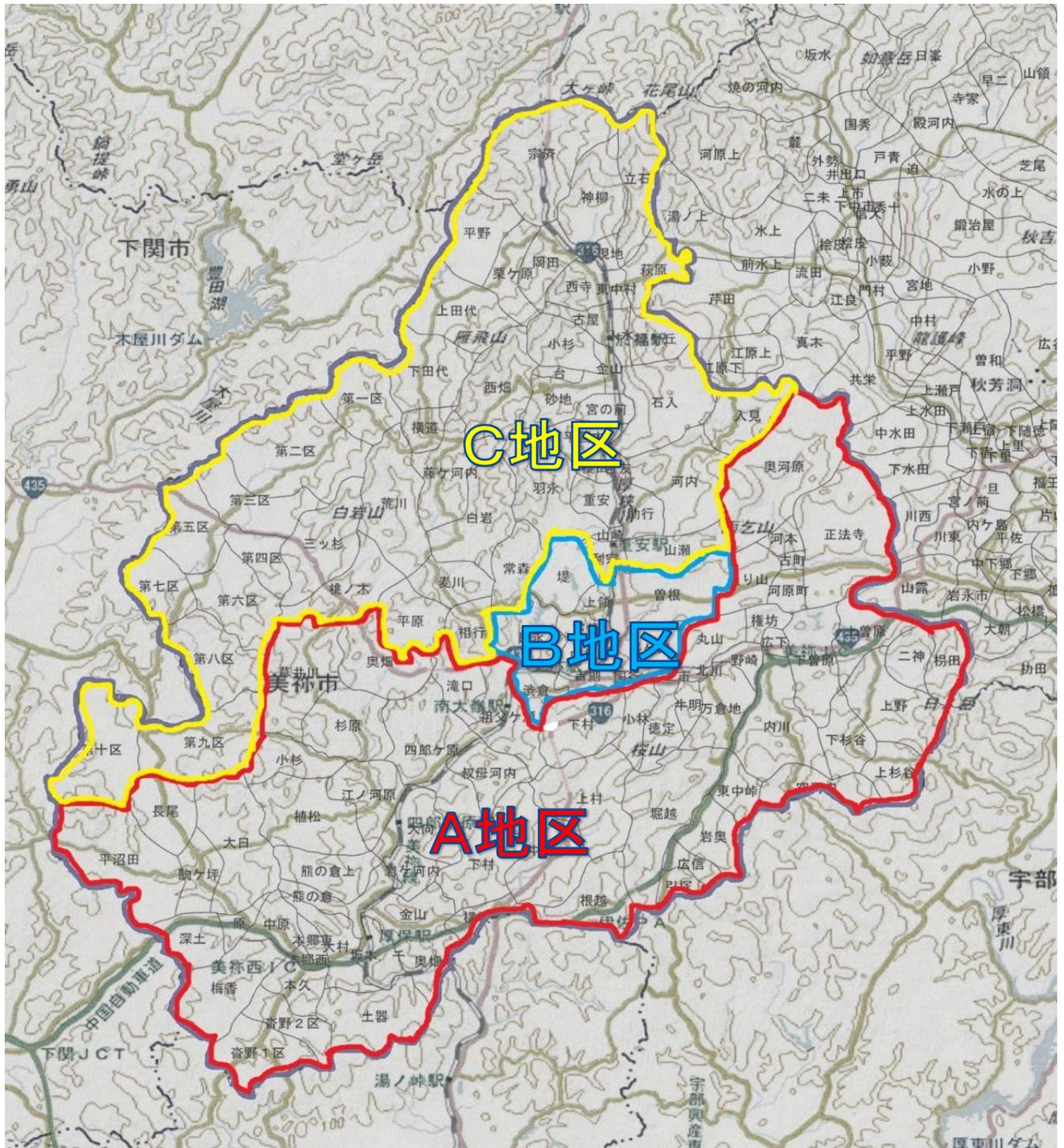
空き缶

その他びん

無色透明びん

固形燃料化できないごみ

美祢地域固形燃料化できるごみ収集地区割図



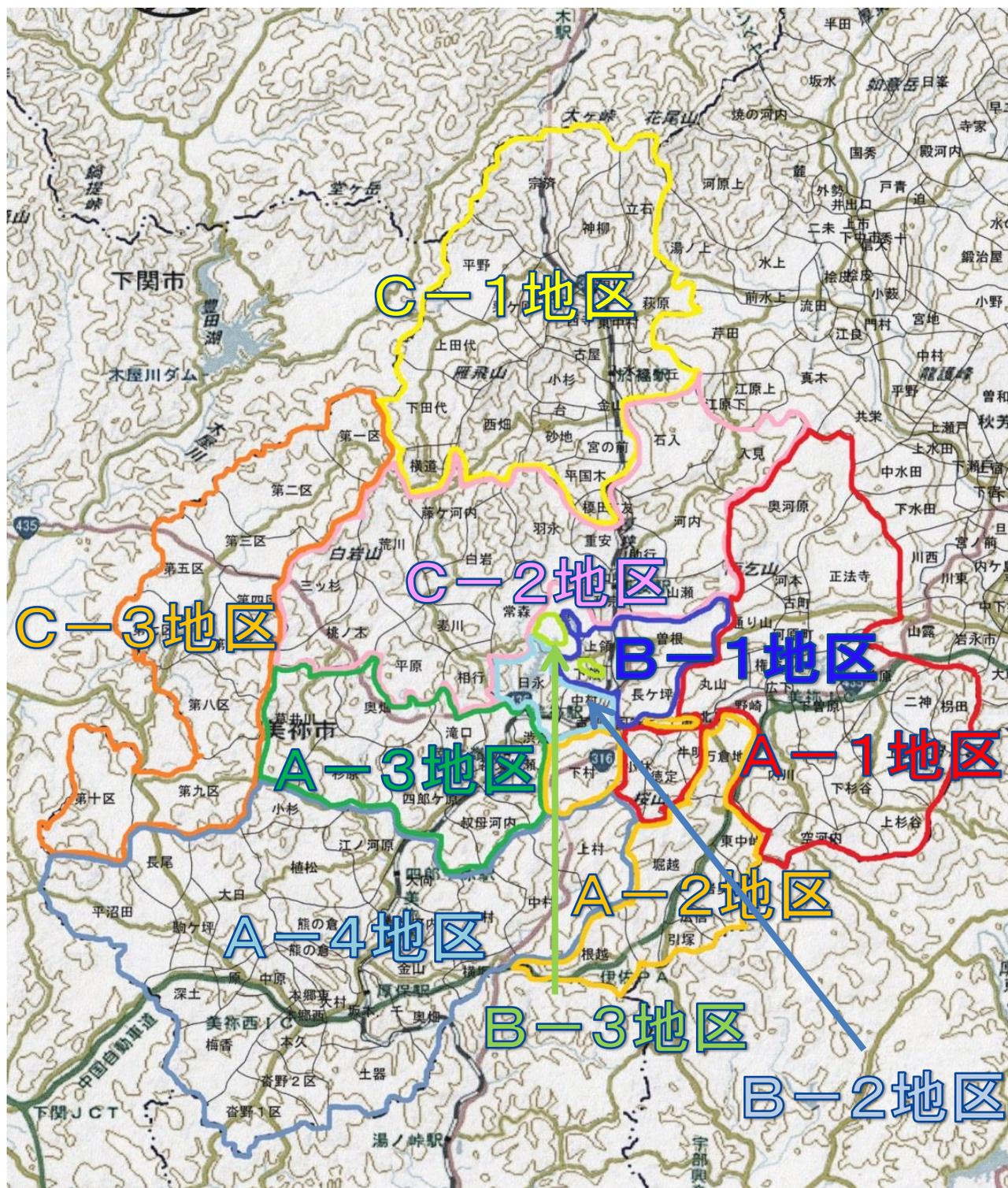
1 収集日の変更案

複雑な現行の収集日を、下記の3地区に再編する。

色別	収集日	収集地区	再編後 収集世帯数	現行 世帯数
	月・木	A 大嶺町西分・伊佐町・東西厚保町	2,457	2,473
	火・金	B 大嶺町東分	2,483	2,783
	水・土	C 大嶺町北分・奥分・豊田前町・於福町	1,887	1,571
合計			6,827	6,827

※世帯数は、令和2年3月31日現在の数値

美祢地域固形燃料化できないごみ収集地区割図



1 収集日の変更案

複雑な現行の収集日を、下記の10地区に再編する。

色別	地区	再編後 収集世帯数
■	A-1 伊佐町東部（河原・上野他）	707
■	A-2 伊佐町西部（堀越・奥万倉他）	707
■	A-3 大嶺町西分	320
■	A-4 東厚保町・西厚保町	723
■	B-1 大嶺町東分東部	881
■	B-2 大嶺町東分西部	792
■	B-3 来福台・下領住宅	810
■	C-1 於福町	734
■	C-2 大嶺町北分・奥分	683
■	C-3 豊田前町	470
	合計	6,827

※世帯数は、令和2年3月31日現在の数値

秋芳地域における集積所整備費用に対する補助制度（案）

1 目 的

廃棄物処理の統一により、秋芳地域における収集回数が、可燃系（固形燃料化できる）ごみで週3回が週2回に、不燃系（固形燃料化できない）ごみの缶類で月2回が月1回へと減少することに伴い、集積所の整備を行う各地区に補助金を交付し、集積所の美化及び収集業務の効率化を図る。

2 補助対象

廃棄物処理の統一による収集回数の減少に伴い、既存の集積所の整備を行う秋芳地域の行政区

3 対象となる経費

- (1) 可燃系（固形燃料化できる）ごみにおける、集積箱増設等に係る経費
 - ア 集積箱購入又は作成経費
 - イ 集積箱を設置しない場合のカラス除けネット等散乱防止用品購入経費
- (2) 不燃系（固形燃料化できない）ごみにおける、缶類収集コンテナ等購入経費

4 補助金の額

補助対象経費の2分の1の額とする。ただし、5万円を上限額とし、各行政区1回限りの交付とする。

5 補助金の対象期間

廃棄物処理の統一日から2年間とする。

※補助金交付申請の受付は、廃棄物処理の統一日の1か月前から開始する。

【近隣市の集積所整備費用補助制度】

市名	補助率	上限額
山 口 市	2分の1	散乱防止用品2万円、移動容器4万円、固定施設50万円
萩 市	2分の1	上限額はないが、経費が40万円を超える部分は1/4補助
防 府 市	2分の1	収納容器・散乱防止用品4万円、固定施設50万円
長 門 市	2分の1	3万円
山陽小野田市	2分の1	2万円

※下関市及び宇部市は、補助制度なし。

【集積箱等の購入経費目安】

集積箱	ステンレス製	70,000円	～	200,000円
集積箱	簡易型（折り畳み式）	10,000円	～	40,000円
カラス除けネット		3,000円	～	6,000円
収集コンテナ		1,000円	～	4,000円



集積箱 ステンレス製



集積箱 簡易型（折り畳み式）



カラス除けネット



収集コンテナ

＜現行の収集方法＞

指定袋方法（美祢地域）



コンテナ方法（秋芳地域）



コンテナ方法（美東地域）



リサイクルステーション方法（秋芳地域）



県内各市のごみ処理手数料等の状況

処理施設持込手数料

No.	市名	可燃系ごみ		不燃系ごみ	
		一般家庭	事業所	一般家庭	事業所
1	下 関 市	100kgまで毎520円	100kgまで毎1,560円	※可燃系と同じ料金体系	
2	宇 部 市	10kg以下無料 10kg超 20kg以下260円 20kg超 10kgまで毎130円を加算		※可燃系と同じであるが、以下は別となる。 【資源物】10kg以下無料 10kg超 100kg以下350円 100kg超 100kgまで毎350円を加算 【埋立ごみ】100kg以下650円 100kg超 100kgまで毎650円を加算	
3	山 口 市	100kgまで10kg毎18円 100kg超 100kg毎990円を加算 ※指定袋の場合は無料	100kg毎990円 ※粗大ごみは100kg毎 1,265円	20kgまで無料 20kg超 100kgまで 50kg毎471円 100kg超 500kgまで 50kg毎519円 500kg超 1,000kgまで 50kg毎565円 1,000kg超 50kg毎613円 ※資源ごみは無料	100kgまで 50kg毎628円 100kg超 500kgまで 50kg毎690円 500kg超 1,000kgまで 50kg毎755円 1,000kg超 50kg毎818円 ※手数料は全て10円未満 端数切捨て
4	萩 市	10kgまで100円 10kg超 10kg毎100円 ※指定袋であっても 手数料は必要	10kgまで170円 10kg超 10kg毎170円 ★産廃の場合 10kgまで220円 10kg超 10kg毎220円	※可燃系と同じ料金体系	
5	防 府 市	無料	100kg毎570円 ※定期収集は45ℓの袋 1袋毎月額1,600円	無料	20kg毎220円 ★埋立ごみの場合 100kg毎890円
6	下 松 市	100kg以下 5kg毎54円 (91円) 100kg超 200kg以下 5kg毎62円 (104円) 200kg超 300kg以下 5kg毎70円 (117円) 300kg超 5kg毎78円 (130円) ※()は破碎ごみ、100円未満端数切上げ		100kg以下 10kg毎108円 100kg超 200kg以下 10kg毎125円 200kg超 300kg以下 10kg毎140円 300kg超 10kg毎157円 ※100円未満端数切上げ	
7	岩 国 市	10kg毎150円	【産廃】10kg毎150円	10kg毎150円	【産廃】10kg毎225円 ※10円未満端数切捨て
8	光 市	※下松市と同じ料金体系		※下松市と同じ料金体系	
9	長 門 市	10kgまで100円 10kg超 10kg毎100円	10kgまで170円 10kg超 10kg毎170円 ★産廃の場合 10kgまで220円 10kg超 10kg毎220円	100kgまで無料 100kg超 100kg毎200円	100kg毎400円 ★産廃の場合は 100kg毎550円
10	柳 井 市	100kg以下 5kg毎70円 (88円) 100kg超 200kg 5kg毎80円 (100円) 200kg超 300kg 5kg毎90円 (113円) 300kg超 5kg毎100円 (125円) ※()は破碎ごみ、100円未満端数切上げ		100kg以下100円 100kg超 100kg毎100円	500kgまで520円 500kg超 100kg毎100円
11	周 南 市	50kg以下無料 50kg超 10kg毎110円	10kg毎110円	50kg以下無料 50kg超 10kg毎52円 ※10円未満端数切捨て	10kg毎52円 ※10円未満端数切捨て
12	山 陽 小 野 田 市	20kg以下無料 20kg超 40kg以下220円 40kg超 60kg以下330円 60kg超 80kg以下440円 80kg超 100kg以下550円 100kg超 50kg毎275円を加算 ※10円未満端数切捨て	20kg以下220円 20kg超 40kg以下440円 40kg超 60kg以下660円 60kg超 80kg以下880円 80kg超 100kg以下1,100円 100kg超 100kg毎1,100円を加算	※可燃系と同じ料金体系	
13	美 祢 市	100kg未満200円 100kg以上 100kg毎200円	100kg未満1,000円 100kg以上 100kg毎1,000円	100kg以下100円 100kg超 100kg毎100円	

施設持込手数料の試算

* 4施設とも同じ金額とした場合の集計

●一般家庭

(単位：円)

区分	可燃系ごみ		不燃系ごみ		計
	加ストクリーンセンター	美祢リサイクルセンター	美東最終処分場	秋芳保管施設地	
現 行	手数料	100kg未満 200円 100kg以上 100kg毎 200円	100kg以下 100kg超	100円 100kg毎に 100円	
	平均重量	72 kg	59 kg		
	H30収入額	200	100		1,646,700
試算 ①	手数料		100kg以下 100kg超	200円 100kg毎に 200円	現行との比較 ↓
	平均重量	200	200		634,300
	収入額	947,200	776,000	193,400	364,400
試算 ②	手数料		100kg以下 100kg超	300円 100kg毎に 300円	現行との比較 ↓
	平均重量	300	300		1,774,800
	収入額	1,420,800	1,164,000	290,100	546,600
試算 ③	手数料		100kg以下 100kg超	400円 100kg毎に 400円	現行との比較 ↓
	平均重量	400	400		2,915,300
	収入額	1,894,400	1,552,000	386,800	728,800

●事業所

(単位：円)

区分	可燃系ごみ		不燃系ごみ		計
	加ストクリーンセンター	美祢リサイクルセンター	美東最終処分場	秋芳保管施設地	
現 行	手数料	100kg未満 1,000円 100kg以上 100kg毎 1,000円	100kg以下 100kg超	100円 100kg毎に 100円	
	平均重量	410 kg	196 kg		
	H30収入額	5,000	200		7,626,800
試算 ④	手数料		100kg以下 100kg超	1,000円 100kg毎に 1,000円	現行との比較 ↓
	平均重量	5,000	2,000		387,200
	収入額	7,416,000	598,000		
試算 ⑤	手数料		100kg以下 100kg超	1,200円 100kg毎に 1,200円	現行との比較 ↓
	平均重量	6,000	2,400		1,990,000
	収入額	8,899,200	717,600		
試算 ⑥	手数料		100kg以下 100kg超	1,500円 100kg毎に 1,500円	現行との比較 ↓
	平均重量	7,500	3,000		4,394,200
	収入額	11,124,000	897,000		

※不燃系施設は、一般家庭と事業所の区分が無い場合、リサイクルセンターにおいて事業所と確認できた件数のみ事業所として試算している。

※美東最終処分場においては、現在は、事業系ごみの持込みを禁止している。

